

令和6年5月28日

(名称) 中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

中頓別町及び浜頓別町では、公共交通の利用者の減少やそれに伴う交通事業者に対する補助金額の増加が課題となっていることから、経費を抑えながらも現状より利便性を下げず利用者を確保し、将来にわたって維持していくことのできる新たな交通体系の検討が求められている。

人口減少・少子高齢化が進行している中でも、「人口ビジョン」における年少人口は現在と同程度を目標値としていることから、本地域における学生、特に唯一の高等学校である浜頓別高等学校の生徒の両町にまたがる通学手段の確保が今後とも必要である。

また、高齢者の割合が大きくなることが予測されている中で、総合病院への距離が80 km以上ある本地域では、自家用車の利用が難しくなる高齢者に対する地域旅客運送サービスの提供がより一層必要となるほか、拠点病院などのある主要都市への人口の流出を抑えることや移住定住を促進する上でも都市部への交通手段の確保等、住民のニーズに応じた公共交通の提供が重要となる。

これらに対応するため、令和5年10月から宗谷バス株による路線バスに代わって中頓別町及び浜頓別町によるデマンドバス（中頓別浜頓別線）の運行を開始する。

地域公共交通確保維持事業により、当該デマンドバスの運行を確保・維持していくことで、地域住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

デマンドバス（中頓別浜頓別線）の利用者数を1,400人以上とする。

デマンドバス（中頓別浜頓別線）の公的資金投入額を15.0百万円以内とする。

（中頓別町・浜頓別町地域公共交通計画 P22 参照）

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>デマンドバス（中頓別浜頓別線）を維持することにより、自家用車を利用しない高齢者等の本地域から拠点病院や大型商業施設などのある都市部への交通手段が確保される。</p> <p>また、鉄道路線や都市間バスとの乗り継ぎを踏まえたダイヤ設定とすることで、地域住民の利用だけでなく、地域外から本地域への観光客等の利用も期待できる。</p> <p>さらには、需要に応じた運行を行うため公的資金投入額の抑制も図られる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会の開催による交通関係者との連携及び公共交通の新たな体系等に関する協議（中頓別町・浜頓別町）</li> <li>・利用者ニーズを把握するためのアンケート等による情報収集（中頓別町・浜頓別町）</li> <li>・利用者の増加や交通サービスの認知度向上に向けた広報活動（中頓別町・浜頓別町）</li> <li>・公共交通の交通体系の見直し等による経費の削減（中頓別町・浜頓別町）</li> </ul> <p>該当ページ：20</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通計画確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドバス（中頓別浜頓別線）に要する費用の総額：13,000千円</p> <p>負担者：中頓別町及び浜頓別町、利用者、国</p> <p>負担額：利用者からの運賃収入及び国からの補助金を除いた額を両町それぞれ半額ずつ負担</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行委託先保有の乗降データによる利用者数の把握</li> <li>・中頓別町及び浜頓別町の普通会計決算による公的資金投入額の把握</li> </ul>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要</p> <p><b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>

## 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

**【地域内フィーダー系統のみ】**

中頓別町は北海道の北部、宗谷地方に位置し、音威子府村、中川町、幌延町、浜頓別町及び枝幸町の5町村に囲まれ、秀峰ピンネシリ岳(703m)を中心とした海に面していない内陸のまちで、主な産業は酪農業及び林業である。面積398.51.のうち80%以上が森林の山岳地で、夏は低湿で晴天が多く、冬は極寒で降雪量も多いため、夏の平均気温は23℃前後、冬は-14℃ほどになる。

浜頓別町は中頓別町と同様に、北海道の北部、宗谷地方に位置し、枝幸町、中頓別町、幌延町及び猿払村の4町村に接しており、まちの北東部はオホーツク海に面しており、主な産業は酪農業及び沿岸漁業である。面積401.64.のうち70%以上が山林・原野となっており、ラムサール条約に指定された周囲約27kmのクッチャロ湖や湿原を抱え、年間を通じて風が強いため夏は涼しく、冬には流氷が接岸する。

両町の間は約20kmあり、最も近い鉄道路線駅のある音威子府村までは中頓別町から約38kmの距離がある。

また、拠点病院のある稚内市及び名寄市までは、それぞれ浜頓別町から約81km、中頓別町から約88kmの距離がある。

表5を添付

## 11. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

デマンドバス(中頓別浜頓別線)の運行にあたって、現状、デマンドバス専用車両1台のほか、運行時間の重複及び整備時の代替として既存の中頓別町の公用車を運用していることから、安定的な運行を確保していくためにデマンドバス専用車両を購入する必要がある。

## 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

## (1) 事業の目標

デマンドバス(中頓別浜頓別線)の利用者数を1,400人以上とする。

## (2) 事業の効果

高齢者が多く利用する車両であり、既存公用車で代替した際、乗車の段差に困難があるため、購入にあたって、ステップの追加等を行うことで利便性の向上に寄与する。加えて、専用のラッピング加工を施すことで、一般車両との誤認を防止することが期待されるとともに、認知度の向上に寄与する。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通計画確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドバス(中頓別浜頓別線)に要する費用の総額:18,000千円

負担者:中頓別町及び浜頓別町、国

負担額:国からの補助金を除いた額を両町それぞれ半額ずつ負担

表6、表10を添付

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年1月11日（第1回） 協議会設立、地域の公共交通について共有、議論</li> <li>・ 令和5年2月28日（第2回） 交通計画について議論、デマンドバス（自家用有償運送）の運行について議論</li> <li>・ 令和5年5月17日（第3回） 交通計画について合意、デマンドバス（自家用有償運送）の運行について合意</li> </ul>
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>中頓別町及び浜頓別町のホームページ及び役場窓口にて本計画に関する意見を募集した。2名から8件の意見が出され、既に案に盛り込んでいるもの1件、案には反映できないが今後の参考とするもの5件、案には直接的に関係ない内容であるが意見として伺ったもの2件として処理した。</p> <p style="color: red;">運行受託事業者で配布している自由回答のアンケート用紙にて1件の意見が出され、今後の運行形態の参考とするものとして処理した。</p>

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 枝幸郡中頓別町字中頓別 172 番地 6

(所 属) 中頓別町政策経営課

(氏 名) 立花 慎吾

(電 話) 01634-8-7671

(e-mail) kikaku@town.nakatombetsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
中頓別町・ 浜頓別町・ 音威子府村	中頓別町	(1) 中頓別浜頓別線	浜頓別ター ミナル	中頓別ター ミナル	音威子府 駅	往 km	366 日	445.0 回		区域運行	②(1)	・バス停留所「音威子府」 と鉄道路線駅「JR音威子 府駅」の近接 ・「JR音威子府駅」での乗 り継ぎに適したダイヤの 設定(JR宗谷本線に接 続)	①
			復 km										
						往 km	日	回					
			復 km			往 km	日	回					
			復 km			往 km	日	回					
			往 km	日	回								
			復 km			日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	中頓別町・浜頓別町
-------	-----------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	5,085
交通不便地域	5,085

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,637	中頓別町全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
3,448	浜頓別町全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
中頓別町・浜頓別町地域公共交通計画	令和5年5月17日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
中頓別町・浜頓別町・音威子府村	中頓別町	1	(1) 中頓別浜頓別線	小型車両			29	R6.10			一括
		2									
		3	( )								
		4	( )								
		5	( )								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表10 車両の取得計画の概要(自家用有償に係る車両購入)(地域内フィーダー系統)

○車両の取得

市区町村名	運送予定者名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別	乗車定員	購入年月
中頓別町・浜頓別町・音威子府村	中頓別町	1	(1) 中頓別浜頓別線	普通自動車	10	R6.10
		2	( )			
		3	( )			
		4	( )			
		5	( )			

○講習の受講(車両を取得し、講習を受講する場合のみ)

受講予定者数	
--------	--

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、小型自動車、軽自動車又は普通自動車の別を記載すること。(道路運送車両法施行規則 別表第一)
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。  
なお、立席は座席を除いた面積を1人当たりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。